

平成23年度 第5回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

<日 時> 平成24年3月13日（火）

16:00～17:00

<場 所> 市役所3階 応接会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 新居浜市高齢者福祉計画2012・介護保険事業計画(案)について
- (3) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 市民意見募集結果及び第5期介護保険料改定の根拠について
- 2 第1号被保険者の所得段階別保険料年額

1 新居浜市高齢者福祉計画 2012・介護保険事業計画（案）に対する意見募集の結果について

- (1)意見募集期間 平成24年2月7日（火）～3月7日（水）
(2)意見提出人数 0人
(3)意見提出件数 0件

2 第5期介護保険料改定の根拠（平成24年度～平成26年度）

(1) 1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）の推移

第1期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）	<u>2,875 円</u>
第2期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）	<u>3,792 円</u> (前期比 31.9%増)
第3期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）	<u>4,583 円</u> (前期比 20.9%増)
第4期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）	<u>5,012 円</u> (前期比 9.4%増)
第5期1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）	<u>6,247 円</u> (前期比 24.6%増)

(2) 改定の要因

- (1) 給付費の増加
⇒影響額 576円
- (2) 第1号被保険者の負担割合が、20%から21%に増加
⇒影響額 287円
- (3) 施設整備及び新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)の導入
⇒影響額 163円
- (4) 介護報酬の改定
⇒影響額 41円
- (5) (県)財政安定化基金償還金
⇒影響額 53円
- (6) (市)基金取り崩し不可による影響
⇒影響額 135円
- (7) 7段階から8段階の設定
⇒影響額 △20円
- ⇒影響額計 1,235円

第 1 号被保険者の所得段階別保険料年額

赤字は変更点 () 内は変更前

所得段階		介護保険料	対象者の内容
第 1 段階	基準額×0.5	37,500 円 (30,100 円)	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税
第 2 段階	基準額×0.5	37,500 円 (30,100 円)	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間 80 万円以下
第 3 段階	基準額×0.75	56,200 円 (45,100 円)	世帯全員が市町村民税非課税者で上記第 2 段階以外
第 4 段階	基準額×0.85	63,700 円 (51,100 円)	世帯内には市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下(特例 4 段階)
	基準額×1.00	75,000 円 (60,200 円)	世帯内には市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税
第 5 段階	基準額×1.25	93,700 円 (75,200 円)	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が 190(200)万円未満
第 6 段階	基準額×1.50	112,500 円 (90,300 円)	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が 190(200)万円以上かつ 270 万円未満
第 7 段階 (新設)	基準額×1.65	123,700 円 (新設)	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が 270 万円以上かつ 350 万円未満
第 8 段階 (7)	基準額×1.75	131,200 円 (105,300 円)	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が 350 万円以上